

国保を知ろう



毎年8月に見直し

70歳以上の国民健康保険加入者の一部負担金割合

8月以降、国民健康保険高齢受給者が医療機関にかかるときの医療費の一部負担金割合は、「平成22年度市県民税課税所得金額」に応じて決定します。市では、7月下旬までに国民健康保険高齢受給者へ新たな受給者証を郵送します。

問い合わせ先

国保医療課国民健康保険係 ☎(36) 1363

【市から受給者証を送る人】

毎年8月に見直し、現在所有している人全員と、平成22年7月2日～8月1日までに70歳になる人に受給者証を送ります。

【一部負担金割合の判断対象者】

一部負担金割合は、同一世帯の70歳以上の国民健康保険加入者で判断をします。

【一部負担金割合の判断基準】

判断対象者で平成22年度市県民税課税所得が145万円以上の人がいる世帯の人は、現役並み所得者として「3割負担」になります。それ以外の世帯の人は、平成23年3月までは「1割負担」ですが、同4月から「2割負担」に変わります(表1)。

【表1】

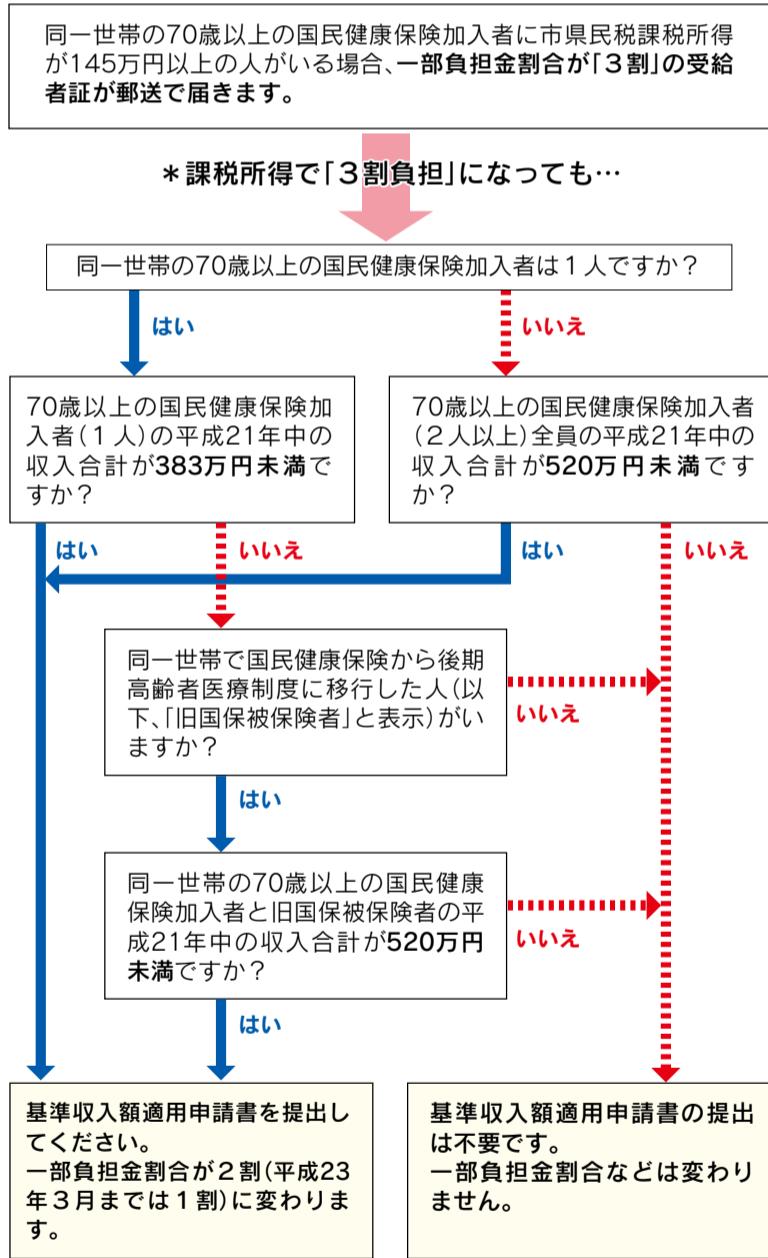
平成22年度市県民税課税所得金額	一部負担金割合
145万円未満	2割負担 *1 (平成23年3月まで1割負担)
145万円以上	3割負担

【基準収入額適用申請】

市県民税課税所得で「3割負担」と決定した場合でも、平成21年中の収入金額合計が基準収入額(同一世帯に判断対象者が1人の場合は383万円、2人以上の場合は520万円)未満であれば、基準収入額適用申請書の提出で負担割合が変わります。

【表2】

基準収入額適用申請の提出判断



8月からの後期高齢者医療保険

8月からの被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日(土)までです。市では、8月1日(日)から使用できる被保険者証(水色)を、7月下旬に郵送します。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証の交付となります。

問い合わせ先

▽国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36) 1348
▽県後期高齢者医療広域連合 ☎092(651)3111

8月からの一部負担金割合を見直します

医療機関にかかる時の医療費の一部負担金割合は、「1割負担」か「3割負担」です。毎年、前年中の所得を基に、8月～翌年7月までの1年間の一部負担金割合を判定しています。

8月1日以降に医療機関にかかる時は、新しい被保険者証(水色)を窓口提示してください。有効期間は、平成23年7月31日(日)までの1年間です。本年7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、国保医療課後期高齢者医療係へ問い合わせをお願いします。

8月に限度額適用・標準負担額減額認定証が更新されます

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日(土)までです。減額認定証をすでに持っている人で、平成22年度の市民税が非課税世帯の人には、8月1日(日)からの新しい減額認定証を7月下旬に届けます。

減額認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、国保医療課後期高齢者医療係窓口での申請手続きが必要です。申請に必要なもの

- 申請に必要なもの
- ▽印鑑
- ▽被保険者証
- *そのほか、平成22年1月2日以降に県外から転入した人は、平成21年中の収入がわかるもの

8月に限度額適用・標準負担額減額認定証が更新されます

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日(土)までです。減額認定証をすでに持っている人で、平成22年度の市民税が非課税世帯の人には、8月1日(日)からの新しい減額認定証を7月下旬に届けます。

株式会社 高山不動産

設立38年の信頼と実績の高山不動産へお任せください

土地 建物 売買 賃貸 仲介

★賃貸管理物件・売却物件を募集しています！
★無料にて査定させていただきます！

まずは、お気軽にご相談ください！

〒0940-32-0624

～ナチュラル・スペース～ 多目的レンタルルーム オープン

体に優しい建物と自然に囲まれたスペースです。おとなの方のカルチャースクールや個人・グループでの発表等、ご利用下さい

『大人のコーラス』メンバー募集
歌う事が好きな方、楽しく、好きな曲を発声から練習しています。(月2回、ECO-KUROKIホールにてレッスン中)
※7・8月の見學日 7月20日(水)、8月3日(水) 13:30～15:30
同時開催 “初めての大人ピアノ教室” 11:00～13:00

株式会社 黒木

住まいるエコリフォーム ECO・KUROKI ☎0120-003-201

宗像市平等寺473-1(サンリブ先ローソン右折風車目印)
TEL 0940-32-3003 http://www.eco-kuroki.com